

京都市環境共生センター規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第172号

京都市環境共生センター規則

(設置)

第1条 公害の防止，事業者に対する廃棄物の減量の指導及び監督，環境意識の普及啓発等に関する事務を処理させるため，京都市環境共生センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの名称，位置及び所轄区域は，別表のとおりとする。

(職員)

第2条 センターに次の職員を置く。

所長

担当係長 若干人

その他の職員 若干人

2 センターに担当課長補佐を置くことがある。

(職務)

第3条 所長は，上司の命を受け，センターの所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

2 担当課長補佐及び担当係長は，上司の命を受け，担当事務を処理し，補佐職員があるときは，これを指揮監督する。

3 その他の職員は，上司の命を受け，事務に従事する。

(代理)

第4条 所長に事故があるときは，主管事務につき，担当課長補佐又は担当係長がその職務を代理する。

(事務の概目)

第5条 センターにおいて取り扱う事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 大気汚染防止法，騒音規制法，水質汚濁防止法，特定工場における公害防止組織の整備に関する法律，瀬戸内海環境保全特別措置法，振動規制法，湖沼水質保全特別措置法，ダイオキシン類対策特別措置法及び京都府環境を守り育てる条例による届出等に関すること。
- (3) 地域的公害の防止及び苦情の処理並びにこれらに伴う調査及び立入検査に関すること。
- (4) 工場及び事業場の設置に係る公害防止の事前相談に関すること。
- (5) 浄化槽法による浄化槽の設置等及び廃止の届出，設置後等の水質検査，保守点検，清掃及び定期検査に係る措置命令その他の措置に関すること。ただし，都市計画局の所管に属するものを除く。
- (6) 一般廃棄物を生じる事業者等に対する指導及び監督に関すること。
- (7) 事業者による地球温暖化の防止のための活動の促進に関すること。
- (8) 事業者に対する環境の保全及び循環型社会の形成に関する意識の啓発に関すること。

(報告)

第6条 環境政策局長は，担当課長補佐及び担当係長の担当する事務の概目を定め，行財政局組織・人事担当局長に報告しなければならない。

別表（第1条関係）

名 称	位 置	所 轄 区 域
北部環境共生 センター	京都市上京区中立売通油小路東入甲斐 守町100番地	北区，上京区，左京区， 中京区及び右京区
南部環境共生 センター	京都市南区西九条森本町50番地	東山区，山科区，下京区， 南区，西京区及び伏見区

備考 所轄区域の境界における所轄については、環境政策局長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)